

町外の勤務先に通勤している方へ

田子町定住・移住促進通勤支援事業

田子町では、定住・移住促進のための様々な支援事業を実施しています。

その一つとして、町内に住み(定住・移住)、町外で働いてがんばっている方々への応援として、定住・移住者が町外の職場に勤務し通勤している場合、通勤費用の一部を助成します。

平成28年度は213人の方に助成しました。

◆ 平成29年度の支援事業の対象となる方(①～⑤)のいずれにも該当する方)

- ① 平成30年1月1日現在、田子町に住民登録を行い居住の実態がある方。
- ② 平成30年1月1日現在50歳未満の方。ただし、田子町内在住の18歳までの子ども(就労をしていない高校生(田子高校に限ります。)までの子または養護施設などに入所の子)を扶養する方にあつては、年齢を問わずその対象とします。
- ③ 申請する方が平成29年1月から12月まで継続して就労していること。
※継続して就労とは、転職した場合も含みますが、実働1日4時間以上かつ月12日以上が年間9ヶ月以上就労の実態があること(源泉徴収票及び就労状況等証明書で確認します)。
※学校卒業等による新規就労者については、4月から12月までの間に7ヶ月以上の勤務実態があれば継続的に就労したものとみなします。
※産休(産前・産後休暇)は就労として扱いますが、育児休業・介護休暇中等は就労しているとみなしません。
- ④ 申請人及び子どもを除く同居人全てが田子町の全ての公租公課※を滞納していないこと。
※ 個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、水道料金、田子診療所料金、老健たっこ利用料、町営住宅料、保育園・幼稚園保育利用料
- ⑤ 申請人及び同居人全てが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

◆ 定住・移住促進通勤支援助成金の額

- ① **年額30,000円**
ただし、学校卒業等による新規就労者であつて、4月から12月までに7ヶ月以上継続的な就労をした方については、**年額25,000円**
- ② 平成30年1月1日現在、町内在住の18歳までの子どもを扶養する方は**年額 40,000円**
ただし、転職その他による新規就労者で、1月から12月までの間に7ヶ月以上9ヶ月未満の勤務実態がある者については、**年額 30,000円**

■ 助成金請求期限

- ① 申請書に就労状況等証明書、源泉徴収票の写し、完納証明書(滞納の確認のため)ほか必要な書類を添付
- ② **平成30年2月15日までに提出してください。**

■ お問い合わせ

田子町役場 住民課 子育て定住移住支援室
電話番号 0179-23 - 0678 (直通)